

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県事務委任規則の一部を改正する規則

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県規則第三十二号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則(昭和四十四年福島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百五十三条第二項」を「第百五十三条第一項及び第二項」に改める。

第二条の二の次に次の一条を加える。

(臨時的任用職員の任免等)

第二条の三 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條第二項の規定により臨時的任用をされる臨時の職員に關する事務は、主管課長(福島県財政

務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号)第二条第三号に規定する課長(人事委員会事務局総務審査課長、監査委員事務局監査総務課長及び議事事務局総務課長を除く。)をいう。)及び公所長(同規則別表第一福島県北地方振興局の項から福島県中流域下水道建設事務所の項までに掲げる公所の長をいう。以下同じ。)に委任する。ただし、公所長にあつては、知事が別に定める臨時の職員に關する任免の事務に限る。

第三条第一項第二十四号(1)中「第十七条の四第一項」を「第十七条の五第一項」に改

め、同号(12)中「第十七条の五第一項」を「第十七条の六第一項」に改め、同号(13)中「第十七条の六第一項」を「第十七条の七第一項」に改め、同号(14)中「第十七条の七」を「第十七条の八」に改め、同号(15)中「第十七条の十」を「第十七条の十一」に改め、同号(16)中「第十七条の十二第一項」を「第十七条の十三第二項」に改め、同号(17)中「第十七条の十二第二項」を「第十七条の十三第二項」に改め、同項第二十六号中(86)を(100)とし、(85)を(99)とし、(84)を(98)とし、(83)を(97)とし、(82)を(96)とし、(81)を(95)とし、(80)を(94)とし、(79)を(93)とし、(78)を(92)とし、(77)を(91)とし、(76)を(90)とし、(75)を(89)とし、(74)を(88)とし、(73)を(87)とし、(72)を(86)とし、(71)を(85)とし、(70)を(84)とし、(69)を(83)とし、(68)を(82)とし、(67)を(81)とし、(66)を(80)とし、同号(80)の前に次のように加える。

(77) 第十五条の三の二第二項の規定による確認

(78) 第十五条の三の三第一項の規定による認定

(79) 第十五条の三の三第五項の規定による認定の取消し

第三条第一項第二十六号(65)を同号(76)とし、同号(64)を同号(75)とし、同号(63)中「第十五条の二の六」を「第十五条の二の七」に改め、同号(63)を同号(74)とし、同号(62)中「第十五条の二の五第三項」を「第十五条の二の六第三項」に改め、同号(62)を同号(73)とし、同号(61)を同号(72)とし、同号(60)中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改め、同号(60)を同号(71)とし、同号(59)中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改め、同号(59)を同号(70)とし、同号(58)中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改め、同号(58)を同号(69)とし、同号(57)中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改め、同号(57)を同号(68)とし、同号(56)中「第十五条の二の五第二項」を「第十五条の二の六第二項」に改め、同号(56)を同号(67)とし、同号(55)中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、同号(55)を同号(66)とし、同号(54)中「第十五条の二の四」を「第十五条の二の五」に改め、同号(54)を同号(65)とし、同号(65)の前に次のように加える。

(64) 第十五条の二の二第二項の規定による検査

第三条第一項第二十六号中(53)を(63)とし、(52)を(62)とし、(51)を(61)とし、(50)を(60)とし、(49)を(59)とし、(48)を(58)とし、(47)を(57)とし、(46)を(56)とし、(45)を(55)とし、(44)を(54)とし、(43)を(53)とし、(42)を(52)とし、(41)を(51)とし、(40)を(50)とし、(39)を(49)とし、(38)を(48)とし、同号(37)中「(38)、(39)及び(43)から(45)」を「(48)、(49)及び(53)から(55)」に改め、同号(37)を同号(47)とし、同号(36)中「(42)」を「(52)」に改め、同号(36)を同号(46)とし、同号(35)中「第十二條の六」を「第十二條の六第一項」に改め、同号(35)を同号(45)とし、同号(34)中「第十二條の三第六項」を「第十二條の三第七項」に改め、同号(34)を同号(44)とし、同号(44)の前に次のように加える。

(43) 第十二條の二第十二項の規定による公表

第三条第一項第二十六号(33)中「第十二條の二第九項」を「第十二條の二第十項」に改め、同号(33)を同号(42)とし、同号(32)中「第十二條の二第八項」を「第十二條の二第十項」に改め、同号(32)を同号(41)とし、同号(41)の前に次のように加える。

(38) 第十二條第十一項の規定による公表

(39) 第十二條の二第三項の規定による届出の受理

(40) 第十二条の二第四項の規定による届出の受理
 第三条第一項第二十六号(31)中「第十二条第八項」を「第十二条第十項」に改め、同号(31)を同号(37)とし、同号(30)中「第十二条第七項」を「第十二条第九項」に改め、同号(30)を同号(36)とし、同号(36)の前に次のように加える。

(34) 第十二条第三項の規定による届出の受理
 (35) 第十二条第四項の規定による届出の受理

第三条第一項第二十六号中(29)を(33)とし、(28)を(32)とし、(27)を(31)とし、同号(26)中「第九条の三第十項」を「第九条の三第十一項」に改め、同号(26)を同号(30)とし、同号(25)中「第九条の三第十項」を「第九条の三第十一項」に改め、同号(25)を同号(29)とし、同号(24)中「第九条の三第九項」を「第九条の三第十項」に改め、同号(24)を同号(28)とし、同号(23)中「第九条の三第八項」を「第九条の三第九項」に改め、同号(23)を同号(27)とし、同号(22)中「第九条の三第八項」を「第九条の三第九項」に改め、同号(22)を同号(26)とし、同号(21)中「第九条の三第七項」を「第九条の三第八項」に改め、同号(21)を同号(25)とし、同号(20)を(24)とし、(19)を(23)とし、(18)を(22)とし、同号(22)の前に次のように加える。

(19) 第九条の二の三第二項の規定による確認
 (20) 第九条の二の四第一項の規定による認定

(21) 第九条の二の四第五項の規定による認定の取消し
 第三条第一項第二十六号中(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)を(13)とし、(11)を(12)とし、(10)を(11)とし、(9)を(10)とし、(8)を(9)とし、(7)を(8)とし、同号(6)の次に次のように加える。

(7) 第八条の二の二第一項の規定による検査

第三条第一項第二十六号の二(2)中「第十二条の七の七第五項」を「第十二条の七の七第五項」に改め、同号(2)を同号(5)とし、同号(1)を同号(4)とし、同号(4)の前に次のように加える。

(1) 第五条の五の十一第一項の規定による報告書の受理

(2) 第八条の二の六の規定による届出の受理

(3) 第八条の十三の六で準用する第八条の二の六の規定による届出の受理

第三条第一項第二十六号の二に次のように加える。

(6) 第十二条の十一の十一で準用する第五条の五の十一第一項の規定による報告書の受理

第三条第一項第二十六号の二を同項第二十六号の三とし、同項第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)の施行に関する次に掲げること。

(1) 第五条の五の規定による届出の受理

(2) 第七条の四で準用する第五条の五の規定による届出の受理

第三条第一項第二十七号(10)中「第十四条の二第一項及び第二項」を「第十四条の二第一項から第三項まで」に改め、同号(11)中「第十四条の二第三項」を「第十四条の二第四項」に改め、同項第二十九号中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 第六条の二第二項の規定による届出の受理

第三条第一項第三十五号(20)中「第四十条第一項」を「第四十条第一項及び第二項」に改め、同号(21)中「第四十条第二項」を「第四十条第三項」に改め、同号(27)中「第四十条第二項」を「第四十条第三項」に改め、同号(39)中「第五十四条第一項」を「第五十四条第一項及び第二項」に改め、同号(40)中「第五十四条第二項」を「第五十四条第三項」に改め、同号(41)中「第五十四条第三項」を「第五十四条第四項」に改め、同号(42)中「第五十四条第三項で準用する同条第二項」を「第五十四条第四項で準用する同条第三項」に改め、同項第四十一号中(6)を(7)とし、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、同号(1)の次に次のように加える。

(2) 第九条の規定による公表

第十五条第九号(83)中「第五十九条第一項」を「第六十六条第一項」に改め、同号(83)を同号(124)とし、同号(82)中「第五十八条第一項」を「第六十五条第一項」に改め、同号(82)を同号(123)とし、同号(81)中「第五十四条」を「第六十一条」に改め、同号(81)を同号(122)とし、同号(80)中「第五十四条」を「第六十一条」に改め、同号(80)を同号(121)とし、同号(79)中「第五十四条」を「第六十一条」に改め、同号(79)を同号(120)とし、同号(78)中「第五十四条」を「第六十一条」に改め、同号(78)を同号(119)とし、同号(77)中「第五十四条」を「第六十一条」に改め、同号(77)を同号(118)とし、同号(76)中「第五十四条」を「第六十一条」に改め、同号(76)を同号(117)とし、同号(75)中「第五十四条」を「第六十一条」に改め、同号(75)を同号(116)とし、同号(74)中「第五十四条」を「第六十一条」に改め、同号(74)を同号(115)とし、同号(73)中「第五十四条」を「第六十一条」に改め、同号(73)を同号(114)とし、同号(72)中「第五十三条第三項」を「第六十条第三項」に改め、同号(72)を同号(113)とし、同号(71)中「第五十三条第一項」を「第六十条第一項」に改め、同号(71)を同号(112)とし、同号(70)中「第五十二条」を「第五十九条」に改め、同号(70)を同号(111)とし、同号(69)中「第四十八条」を「第五十五条」に改め、同号(69)を同号(110)とし、同号(110)の前に次のように加える。

(75) 第四十九条第一項の規定による明渡し請求

(76) 第五十一条の規定による報告の請求

(77) 第五十二条の規定による家賃の減額

(78) 第五十三条で準用する第四条第一項の規定による公募

(79) 第五十三条で準用する第六条の規定による許可

(80) 第五十三条で準用する第八条第一項の規定による入居補欠者の決定

(81) 第五十三条で準用する第九条第一項ただし書の規定による認定

(82) 第五十三条で準用する第十条第一項第一号の規定による請書の受理

(83) 第五十三条で準用する第十条第二項の規定による期間の延長

(84) 第五十三条で準用する第十条第三項の規定による指定及び通知

(85) 第五十三条で準用する第十条第四項の規定による許可の取消し

(86) 第五十三条で準用する第十条第五項及び第六項の規定による届出の受理

(87) 第五十三条で準用する第十一条第二項の規定による認定

(88) 第五十三条で準用する第十二条第二項の規定による認定及び通知

(89) 第五十三条で準用する第十二条第三項前段の規定による意見の受理

- (90) 第五十三条で準用する第十二条第三項後段の規定による認定の更正
- (91) 第五十三条で準用する第十三条第一項の規定による家賃の免除又は徴収の猶予の決定
- (92) 第五十三条で準用する第十三条第二項の規定による家賃の一部免除
- (93) 第五十三条で準用する第十五条第二項の規定による敷金の免除又は徴収の猶予の決定
- (94) 第五十三条で準用する第十六条第二項の規定による選択
- (95) 第五十三条で準用する第十六条第三項ただし書の規定による認定
- (96) 第五十三条で準用する第十九条の二第一項の規定による承認
- (97) 第五十三条で準用する第十九条の三第一項の規定による許可
- (98) 第五十三条で準用する第二十条第一項の規定による収入超過者の認定及び通知
- (99) 第五十三条で準用する第二十条第二項の規定による高額所得者の認定及び通知
- (100) 第五十三条で準用する第二十条第三項前段の規定による意見の受理
- (101) 第五十三条で準用する第二十条第三項後段の規定による認定の更正
- (102) 第五十三条で準用する第二十二条の規定による申出の受理及び期限の延長
- (103) 第五十三条で準用する第二十三条第二項の規定による金銭の徴収
- (104) 第五十三条で準用する第二十三条第三項で準用する第十三条第一項の規定による家賃の免除又は徴収の猶予の決定
- (105) 第五十三条で準用する第二十七条第一項の規定による届出の受理及び指定
- (106) 第五十三条で準用する第四十二条第二号の規定による認定
- (107) 第五十三条で準用する第四十四条第三項ただし書、第四項ただし書、第五項、第七項及び第九項の規定による承認
- (108) 第五十三条で準用する第四十四条第八項の規定による届出の受理
- (109) 第五十三条で準用する第四十五条第一項の規定による明渡し請求
- 第十五条第九号(68)を同号(74)とし、同号(74)の前に次のように加える。
- (72) 第四十六条で準用する第十九条の二第一項の規定による承認
- (73) 第四十六条で準用する第十九条の三第一項の規定による許可
- 第十五条第九号(67)を同号(71)とし、同号(66)を同号(70)とし、同号(70)の前に次のように加える。
- (69) 第四十六条で準用する第十三条第二項の規定による家賃の一部免除
- 第十五条第九号(65)を同号(68)とし、同号(64)の次に次のように加える。
- (65) 第四十六条で準用する第十二条第二項の規定による認定及び通知
- (66) 第四十六条で準用する第十二条第三項前段の規定による意見の受理
- (67) 第四十六条で準用する第十二条第三項後段の規定による認定の更正

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、第一条及び第三条第一項第二十九号の改正規定は、公布の日から施行する。

(行政経営課)